

埼玉県立大学 安心宣言

令和2年5月26日

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、埼玉県立大学では、保健医療福祉施設と緊密な関係のもとで教育を実施している特性を踏まえ、学内での感染拡大防止に積極的に取り組むため、引き続き、次のとおり対応していきます。

- ・学内の立ち入りは、原則として禁止します。
 - ・2020年度前期は、原則としてインターネットを利用した授業を実施します。
- また、本学では、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 3密の回避を徹底的に行います。
 - ・常時の換気（機械換気、自然換気）
 - ・受付での密集防止
 - ・社会的距離の確保
 - ・エレベーターの利用制限（原則階段を利用）
 - ・事務室の分割（第2事務室、第2SE室）
- 2 感染防止の対策を行います。
 - ・発熱などの症状のある学生、教職員、関係者の来学禁止
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底
 - ・手の触れる場所の消毒
 - ・マスクの着用
- 3 安全のための設備にします。
 - ・入口等に消毒設備の設置
 - ・受付カウンターや対面するデスク等にアクリル板の設置
 - ・共用手洗い場の整備（北棟、南棟）
- 4 安心に向けた工夫をします。
 - ・事前予約の活用（図書の出借、情報処理室の利用）
- 5 安全な空間を維持します。
 - ・共用スペースの人数制限（教室、情報センター、食堂等）
- 6 新しい学び方を導入します。
 - ・遠隔授業の実施
- 7 新しい働き方を導入します。
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤